

電子マネー決済・QRコード決済による保険料支払いに関する特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
か	会員規約またはサービス利用規約等	保険契約者が電子マネー決済・QRコード決済の運営主体との間で締結した、会員規約またはサービス利用規約等をいいます。
き	QRコード決済	資金決済に関する法律第3条（定義）第1項に規定する前払式支払手段のうち、料金・代金等の請求データをQRコードやバーコードに変換し、決済端末等またはスマートフォン等モバイル機器のカメラ機能を用いて読み込み、電磁的方法により記録された金額情報を用いて代金の弁済を行う支払手段をいいます。
て	電子マネー決済	資金決済に関する法律第3条第1項に規定する前払式支払手段のうち、電磁的方法により記録された金額情報を用いて代金の弁済を行う支払手段をいいます。
ほ	保険料	普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、追加保険料を含みます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（公布年／法令番号）
し	資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、当社が定める電子マネー決済またはQRコード決済（以下「これらの支払手段」といいます。）により保険料を支払うことを当社が承認した場合に適用されます。なお、電子マネー決済・QRコード決済の運営主体の財務や業務運営等に問題が生じた場合などに、その利用を停止することがあります。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料をこれらの支払手段によって払い込むことができますものとします。
- (2) (1)の規定によりこれらの支払手段によって保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者がこれらの支払手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、保険料相当額全額の決済手続が完了した旨の通知が決済端末等またはスマートフォン等モバイル機器に表示された時に、保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条（保険料の返還）

保険契約者がこれらの支払手段により保険料を払い込んだ後に、保険契約の取消または普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により当社が保険料を返還する場合は、第2条（保険料の払込方法）（1）により使用した支払手段にかかわらず、その保険料の全額を金銭により返還します。

第4条（保険料領収前の事故）

第2条（保険料の払込方法）（1）の規定により保険契約者がこれらの支払手段によって保険料を払い込む場合、当社は、決済手続が完了した時（注）以後、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注） 保険期間の開始前に決済手続が完了した場合、保険期間の開始した時とします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。